新連載

著作権・契約書Q&A

連載開始にあたって

法務部　横内謙介

働く前に契約を取り交わす。一般社会では常識だったことが演劇界では長く常識ではありませんでした。そもそも著作権というものが原則的に書いた人の権利であるということさえ知らずにプロとして芝居づくりをやっているということさえ珍しくないようなありさまでした。劇作家協会誕生以来、それらの非常識や無知は改善され、契約や権利に対する意識は確実に高まってきていると思います。しかし意識が高まり、皆が契約を交わす必要を感じれば感じるほどに、では実際に契約を交わす時にどうすればよいのか、現実的な疑問や悩みが数々浮かんでくるだろうと思います。そこで今回から、エンタテイメント契約分野における若き第一人者・福井健策弁護士による実践的なQ&Aを連載して頂くことになりました。皆でよく学び、交渉を有利に運び、トラブルを安全に回避する知識と知恵をここで得ましょう。

第1回

弁護士　福井健策

質問：劇団からの委嘱で戯曲を執筆しました。稽古の過程で演出家や俳優のアイディアを取り入れた場合でも、著作権は100％作家のものでしょうか？　ちなみに、契約などは特に結んでいません。

答：まず、教科書的な答から申し上げましょう。劇作家が、演出家や俳優からアイディアの提供を受けて戯曲を書いたとしても、戯曲の著作権は劇作家のものです。逆に言えば、演出家や俳優が稽古の過程でアイディアを提供したというだけでは、戯曲の共同著作者になったり、戯曲の著作権の一部を得るようなことはありません。

教科書的な回答ならこれでおしまいです。現実にも、9割以上のケースではこれで問題解決でしょう。しかし、ここで「ただし」が入ります。上の答は、質問自体が正確に立てられているという前提に立ってのものです。つまり、演出家や俳優が提供した中身が単なる「アイディア」に止まっていた、という前提が正しいとした場合の話です。

少し固くなりますが、著作権というものは、「創作的な表現」について生まれるものです。ですから、「表現」とは言えないような、企画、アイディア、情報、金銭的・物理的援助、叱咤激励・慰め・愛情といった貢献は著作物とは言えず、こういう要素を劇作家にもたらした「協力者」が著作者になる、ということはないのです。（全ての劇作家が、こういった周囲の支えがなくてもいい戯曲を書ける、という意味ではありません。）具体的にどういう場合かというと、例えば書くべき題材やテーマを演出家や制作者が持ち込んだとか、書かれて来たシノプシスや原稿について感想を述べたとか、設定を変えることを提案したとか、シーンや台詞の削除や追加を助言した場合等は、「企画やアイディア」の提供にとどまる可能性が高いでしょう。

ということは逆に、演出家や俳優が戯曲の「創作的な表現」を提供した場合、たとえば、エピソードのいくつかを丸ごと俳優が作ったとか、ストーリーの相当な部分を演出家が考えたというならば、これは話が変わります。こういう場合には、演出家や俳優は共同著作者になるかもしれないのです。共同著作者であれば、著作権は共有になるのが原則です。

また、劇作家が書き上げてきた戯曲について、演出家が劇作家の承認の下に相当部分をテキストレジーした場合、やはり演出家が何らかの権利を上演台本に対して持つことがあるかもしれません。この場合には、はじめから協力して一つの戯曲を作った「共同著作者」というよりは、まず劇作家が執筆したオリジナル戯曲（原著作物）があって、これに基づいて上演台本という二次的著作物が作られた、と考える方がいいような気がします。この場合でも、オリジナル戯曲については劇作家が完全な著作権を持ちます。ですから、劇作家はオリジナル戯曲については単独で上演や出版などの許可をできます。しかし、テキストレジーされた上演台本については、原著作者である劇作家と二次的著作者である演出家の両方の許可がないと使用できない、ということになります。

いま「劇作家の承認の下」といいました。時折、劇作家に何の断わりもなく戯曲が大幅に書き直されたという話を聞きます。これは「二次的著作」などという以前に、劇作家のオリジナル戯曲に対する著作権や著作者人格権の侵害、という問題をはらんでいます。このため、統一モデル契約書では、戯曲の無断改変を禁止しています（3条2項）。

もっとも、これまで書いて来たのはあくまでも法律はどうなっているかということであって、関係者が納得の上でそれと違うとり扱いをしていけない理由はありません。例えば、劇作家が演出家や劇団の創作システムを信頼して、自由なテキストレジーを許すというのは大いにあり得る話です。また、実際にあったケースですが、劇作家が戯曲の大部分を執筆したことがはっきりしている時に、制作者や他の劇団員が色々な「貢献」をしたことを挙げて、全て「共同著作物」である、と強硬に主張した例がありました。その結果、劇作家と劇団の関係は決定的に悪化し、劇団はほとんどのレパートリーを上演できなくなってしまいました。これなどは明らかに不毛な事態です。戯曲の著作権は劇作家にあることをはっきり契約で認めてしまい、そのかわり劇団にはかなり長期にわたって独占的な上演権がある、という交渉も十分可能だったのに、と残念でなりません。